

政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
本則の表八の項を次のように改める。

Table with 3 columns: Item description (e.g., 戸籍法第百二十条第一項), Fee amount (e.g., 一通につき四百五十円), and other details.

Table with 7 columns detailing fee items, including descriptions of services (e.g., 戸籍法第百二十条), fee amounts (e.g., 一通につき七百五十円), and administrative notes.

Table with 2 columns: Description of changes to items 8 and 10, and the corresponding fee amounts (e.g., 五百円, 五百五十円).

本則の表十六の項の(2)のホの(1)中「百八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の(2)のホの(2)中「百四十万円」を「百七十二万円」に改め、同項の(2)のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の(2)のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の(2)のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の(2)のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の(2)のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の(2)のホの(8)中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表二十一の項の(4)のイ中「六千六百円」を「七千二百円」に改め、同項の(4)のロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項の(4)のハ中「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同項の(5)中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表二十二の項の(4)のイ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項の(4)のロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表四十六の項のロ中「をいう」の下に「以下この項」を、「金額」の下に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七條の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円)を加え、同表五十の項の(1)中「昭和四十二年法律第百四十九号」を削り、同表五十一の項の(5)のイ中「平成十四年法律第百五十一号」を削り、同表六十八の二の項中「一万二千七百円」を「二万四千円」に改める。

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。
総務大臣 鈴木 淳司
内閣総理大臣 岸田 文雄